

○国土交通省告示第二百二十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月二十六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

<p style="text-align: center;">部内の物築建四</p>		(略)	別表		改正後
			(三六)	(略)	
警報設備		(ハ) 判定基準			(ニ) 調査方法
警報設備の設置状況			目視及び設計図書等により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十七条の三の規定に基づく点検（以下「消防法に基づく点検」という。）の記録がある場合にある		
<p style="text-align: center;">部内の物築建四</p>		(略)	別表		改正前
			(新設)	(略)	
(ハ) 判定基準		(イ) 調査項目			(ロ) 調査方法

(四)	(三)	(三)	(三)
		居室の採光 及び換気	
換気設備の作 動の状 況	(略)	警報設 備の劣 化及び 損傷の 状況	
各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施		目視により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。	つては、当該記録により確認することです。
換気設備が作動しないこと。		警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。	

(四)	(三)	(三)	(三)
		居室の採光 及び換気	
換気設備の作 動の状 況	(略)		
各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施			
換気設備が作動しないこと。			

五 避 難 施 設 等					
(三)・(九)	(六)・(十)	(略)	(四)・(五)	(四)	
階 段		(略)	(略)	(略)	
階 段 特 別 避 難	(略)				
(略)					した法第十 二条第三項 の規定に基 づく検査(以 下「定期 検査」とい う。)の記 録がある場 合にあつて は、当該記 録により確 認すること で足りる。

五 避 難 施 設 等					
(三)・(九)	(六)・(十)	(略)	(四)・(五)	(四)	
階 段		(略)	(略)	(略)	
階 段 特 別 避 難	(略)				
(略)					した法第十 二条第三項 の規定に基 づく検査(以 下「定期 検査」とい う。)等の 記録がある 場合にあつ ては、当該 記録により 確認するこ とで足りる 。

(六)	(十五)・(十六)	略	(七)
	等 設備 排煙		
	壁 防煙		
可動式防煙壁の作動状況	(略)	(略)	付室等の排煙設備の作動状況
各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記			各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合には、当該記録により確認することである。
可動式防煙壁が作動しないこと			排煙設備が作動しないこと。

(六)	(十五)・(十六)	略	(七)
	等 設備 排煙		
	壁 防煙		
可動式防煙壁の作動状況	(略)	(略)	付室等の排煙設備の作動状況
各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記			各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することである。
可動式防煙壁が作動しないこと			排煙設備が作動しないこと。

(三)・(三)	略	(天)	(七)
設備 他の			
(略)	設備 排煙		(略)
	(略)	排煙設備の作動の状況を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合には、当該記録により確認することです。	
		排煙設備が作動しないこと。	記録がある場合には、当該記録により確認することです。

(三)・(三)	略	(天)	(七)
設備 他の			
(略)	設備 排煙		(略)
	(略)	排煙設備の作動の状況を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合には、当該記録により確認することです。	
		排煙設備が作動しないこと。	記録がある場合には、当該記録により確認することです。

(七)	(六)・(五)	(四)	(三)・(二)
-----	---------	-----	---------

等

非常用エレベーター			
非常用エレベーターの作動の状況	(略)	乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	(略)
		各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合には、あつては、当該記録により確認することである。	排煙設備が作動しないこと。
非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、三年以内に実施し	非常用エレベーターが作動しないこと。		

(七)	(六)・(五)	(四)	(三)・(二)
-----	---------	-----	---------

等

非常用エレベーター			
非常用エレベーターの作動の状況	(略)	乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	(略)
		各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合には、あつては、当該記録により確認することである。	排煙設備が作動しないこと。
非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、三年以内に実施し	非常用エレベーターが作動しないこと。		

(略)	(略)	(三九)	(三六)	
		非常用の照明装置		
(略)	(略)	非常用の照明装置の動作の状況	(略)	た定期検査の記録がある場合には、当該記録により確認することである。
		各階の主要な非常用の照明装置の動作を確認する。ただし、三年内に実施した定期検査の記録がある場合には、当該記録により確認することである。	非常用の照明装置が作動しないこと。	

(略)	(略)	(三九)	(三六)	
		非常用の照明装置		
(略)	(略)	非常用の照明装置の動作の状況	(略)	た定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することである。
		各階の主要な非常用の照明装置の動作を確認する。ただし、三年内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することである。	非常用の照明装置が作動しないこと。	

別記 (A 4)

調査結果表
(略)

番号	調査項目	(略)
(略)	(略)	(略)
4	建築物の内部	
(1)	(略)	
(35)		
(36)	警報設備	警報設備の設置の状況
(37)		警報設備の劣化及び損傷の状況
(38)	(略)	
(47)		
(略)	(略)	(略)

別記 (A 4)

調査結果表
(略)

番号	調査項目	(略)
(略)	(略)	(略)
4	建築物の内部	
(1)	(略)	
(35)		
(新設)		
(36)	(略)	
(45)		
(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。